

薬生食輸発0817第1号  
平成29年8月17日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

「平成29年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について  
(欧州産鶏卵のフィプロニル)

標記については、平成29年3月31日付け生食輸発0331第2号（最終改正：平成29年8月15日付け薬生食輸発0815第1号）（以下「モニタリング通知」という。）に基づき実施しているところです。

今般、オランダやベルギーなどの養鶏場から出荷された卵においてフィプロニルが検出しているとの情報があることから、下記のとおりモニタリング検査を実施することとしたので、御了知の上、対応方よろしく申し上げます。

記

1. 対象食品  
欧州連合加盟国から輸入される鶏卵及びその加工品（粉卵、液卵に限る。）
2. 検査項目  
フィプロニル
3. 検体採取方法  
平成29年3月31日付け生食輸発0331第2号 別添の別表第4の検査項目「畜水産食品の残留有害物質等」の欄により実施すること。
4. 検査方法  
「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」（平成17年1月24日付け食安発第0124001号）により試験を実施すること。
5. その他  
上記1については全ての輸入届出を対象とすること。